

[事案 22-91] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 5 月 31 日 裁定打切り

<事案の概要>

保険契約は元妻により契約者に無断でなされたものであることから、契約を無効とし保険料を返還するよう求め申立てのあったもの。

<申立人の主張>

息子を被保険者、自分を契約者、保険金受取人として、平成 17 年 8 月に積立終身保険に加入していることになっているが、この加入申込みは、下記のとおり、契約者（申立人自身）の承諾を得ずに、元妻（当時は婚姻継続中）によって無断で締結されたもので、保険会社も契約者の意思確認を行わないままなされたものである。よって契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本件保険契約の締結時に、契約者（申立人）に対して契約内容の説明、契約締結の意思確認および保険料口座振替を行う意思確認が行なわれなかった。
- (2) 契約者（申立人）は、本件保険契約が締結され継続していることを、平成 22 年 1 月まで知らなかった。
- (3) 契約申込書および保険料口座振替申込書は、妻が代筆したものであり、保険会社は代筆の事実を知っていた。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立契約は有効に成立しており、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立契約の締結は、申立人の個別または包括的な承諾の下に行われており、申立人の意思に基づいて行われた。なお、申込書は、申立人の妻により代筆されたが、そのことは申立契約の有効性には影響しない。
- (2) 仮に、申立契約の締結が申立人の意思に基づいて行われていなかったとしても、当社には、申立人の妻による申立契約の締結行為が代理権の範囲内であると信じるにつき正当な理由があった。したがって、民法 110 条（権限外の行為の表見代理）^{【注】}により、申立人の妻によって締結された申立契約は有効である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理したが、下記のとおり、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当審査会がよくなし得るところではなく、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであるとの結論に達し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 申立人は、申立契約について、妻により無断契約がなされたものであり、全く覚えのない契約であると主張している。これに対し、相手方会社は、申立契約の契約申込書は、申立人の妻によって代筆されたものであることを認め、募集人が代筆であることを気づいていたことは認めつつも、妻を通じて申立人の意思を確認したと主張している。そし

て、妻の陳述書には、「申立人の承諾のもとに書面の記入や押印をした」と記載されている。

(2)すると、申立人の本件申立てが認められるか否かは、申立人が申立契約の加入に同意していたかどうか（望ましいことではないが、理論的には署名の代行自体は認められるので、上記書類の保険契約者欄の筆跡が申立人のものではなくても、申立人が加入に同意していれば契約は無効ではない）が、重要な争点になると考えられる。しかし、この点について明らかにするには、申立人の本人尋問に加えて、代筆者である妻の証人尋問手続も不可欠となる。

(3)本件のように、事実関係の主張の対立が顕著な事案においては、まず慎重な事実認定が要請され、それは、宣誓の上、当事者については過料の制裁（民訴法209条）、証人（本件では、募集人及び妻がこれに当たる）については刑事罰（刑法169条の偽証罪）の制裁を背景とした裁判所の訴訟手続きにおいてこそ実現可能である。

また、本件のように事実関係の対立が顕著な事案においては、事情聴取の際に、相手方当事者の反対尋問権が保障されるべきで、相手方当事者の反対尋問を経てこそ、当事者及び証人の供述の信用性を確認することができるが、裁判外紛争解決機関である当審査会にはそのような手続きはない。

<参考>民法規定

第109条（代理権授与の表示による表見代理）

第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第110条（権限外の行為の表見代理）

前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。